

令和2年5月7日

利用区分2に登録している保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

緊急事態宣言の延長に伴う放課後キッズクラブの対応について

日頃から、放課後キッズクラブの運営にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、政府から緊急事態宣言が5月31日まで延長されることが発表されました。

緊急事態宣言の延長を踏まえ、放課後キッズクラブの利用にあたっては、引き続き、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方や、県が継続を求める事業※に従事している方以外の保護者の皆様には、今一度、利用の必要性をご検討いただき、ご家庭で過ごすことが可能な場合には、利用を控えていただくよう、改めてお願いいたします。

保護者の皆様やお子様にも、引き続き、ご不便や様々な制限をお願いすることとなりますが、新型コロナウイルスの拡大を抑制するという趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

※詳細については、神奈川県ホームページを確認してください。

(神奈川県トップページ > くらし・安全・環境 > 防災と安全 > 災害情報・危機管理 > 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施 > 方針別紙 (PDF: 285KB))
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/20200407_policy.html

1 放課後キッズクラブの利用について (5月31日まで)

(1) 利用対象

利用区分2の児童

(ひとり親などで仕事を休むことが困難な方や、県が継続を求める事業に従事している方のみ)

1年生～4年生、個別支援学級等の利用区分2の児童は、緊急受入れ時間終了後から19時まで利用ができます。

5年生以上の利用区分2の児童は、14時30分からの受入れを原則としますが、各クラブにお問い合わせください。

(2) 利用料について

期間中、本市からのお知らせによって、クラブの利用を控えた方の利用料については、

国の財政支援に沿って、後日、日割りの利用料相当額を返還します。手続き方法等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

2 留意事項

- ・感染症対策を踏まえた上での活動内容となります。
- ・毎朝の健康観察を徹底していただき、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は、放課後キッズクラブを利用できません。
- ・放課後キッズクラブにおいても、必要に応じてお子様の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子様の受入れができませんので、ご了承ください。

3 横浜市「新型コロナウイルスにかかる放課後事業の対応について」URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/houkagokorona.html>

（本市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成>新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の一斉臨時休業に係る放課後事業の対応について）

利用方法等に関するお問い合わせについては、直接利用する放課後キッズクラブへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課
TEL 671-4068